

TaxFlash

Tax Indonesia / 2019年1月/第2号



外国税額控除の新たな規 即 P1

事業拡大に係る資産譲渡 に関する税務上の簿価の 適用に関するアップデート

特定の e-コマース取引に 関する課税処理 ^{P4}

外国税額控除の新たな規則

2018年12月31日、財務大臣は、外国税額控除(FTC)申請について更新する新たな規則 No.192/PMK.03/2018(以下「PMK-192」)を公布し、新規則下の外国税額控除申請の手続に係る規定は2018会計年度から適用されます。PMK-192の公布により、財務大臣令 No.164/KMK.03/2002(以下「KMK-164」)は撤廃されます。

PMK-192下のFTC申請の基本概念は、依然として従来のKMK-164のそれが踏襲されています。しかし、PMK-192では従来KMK-164では規定されていなかった特定分野に関してより詳細な指針を提供しています。PMK-192下の主な変更点及び追加で規定される指針を以下にまとめます。

1. 信託

PMK-192ではFTC規則下で信託の概念を導入しており、これにより納税者は信託から取得した所得に関してFTCを申請することが認められるようになります。ただし、税額控除は信託名義に対して適用でき、納税者名義では適用できないことが考えられます。

信託とは、創設者としての個人/事業体と、資産の権利保有者としての個人/事業体との書面による契約に基づき、後者が受益者の便益のために当該資産を管理する義務を負うスキーム、アレンジメント又は関係として定義されます。

信託の源泉国の判定は、当該信託が組成された又は設立された国に基づきます。



2. 外国所得の合算及び所得認識のタイミング

合算すべき外国所得及びそれに関連するタイミングは以下の通りです:

外国所得の種類	合算すべき所 得	所得認識のタイミング
事業所得(支店又 は代表事務所 (RO)からの所得も 含む)	純利益	所得を獲得した会計年度
信託からの所得	純利益、若しく は納税者が享 受する比率に 基づく純利益	 信託レベルで課税された場合:所得を獲得した会計年度 信託レベルで課税されない場合:所得を獲得した会計年度、若しくは受領した会計年度のうちいずれか早い会計年度
その他の所得	純利益	所得を受領した会計年度

3. 外国で生じた損失の相殺

外国で生じた損失は、一般的にはインドネシアの税務上では控除できません。PMK-192で示される例によると、これには外国で生じた損失のうち、同国から取得する所得がある場合、控除は認められないことが明確化されています。

しかし、PMK-192で示される別の例では、外国での損失が外国支店又は代表事務所に実質的に関連する資産又は活動から生じたものである場合は、当該の外国支店又は代表事務所の純利益と相殺することが認められることが明確化されています。

4. FTCの算定と限度額

控除金額の算定

従来の KMK-164 では、控除可能な FTC 金額は、実際に納付期限が到来した/納付された金額、又は FTC 規則に基づき算定された金額(特定価額(Certain Amount))のいずれか低い価額であると規定されていました。

今般の PMK-192 では、適用可能な租税条約下の税率に基づく、別の新たな限度額が規定されています。仮にある租税条約で、ある所得の課税権限がインドネシアのみに帰属すると規定されている場合、当該所得の全ての FTC は認められません。

従って、新規則下では FTC 算定に関する 3 つの価額が存在することになります。即ち、実際の FTC 金額、特定価額、及び租税条約税率に基づく価額が存在し、控除が認められる FTC 金額を算定する際に、これらを考慮する必要があります。 従来の KMK-164 の規定と同様に、インドネシアにおける課税総額(外国所得合算後)が、最も低い FTC 金額を下回る場合、認可される FTC 金額はインドネシアにおける課税総額を限度として算定されます。このような状況は、インドネシア国内部分の税金計算で欠損が生じる場合に生じると考えられます。



特定価額の計算:国ごとの所得の種類別に計算

従来の KMK-164 では、特定価額は外国所得と純利益総額の比率に基づく国ごとの所得総額により計算され、インドネシアにおける課税総額を乗じて算定されてきました。今般の PMK-192 では、特定価額は国ごとの所得の種類別に計算されます。

為替レート

一般納税者については、認可される FTC 金額をルピアに換算する為替レートは、 FTC の納付期限到来日/FTC の納付日/FTC の外国における源泉徴収日に財務 大臣令で公布される為替レートに基づきます。

米ドル建てで記帳を行っている納税者については、米ドルへの換算はインドネシア銀行(BI)中間レートに基づきます。若しくは BI 中間レートが参照できない場合は、納税者は国際市場における日々の外国為替スポット・レートを参照することができます。

信託のFTC

- 所得が信託レベルで課税される場合、実際の FTC 金額は、所得税又は当該 所得税のうち納税者に帰属する比率に基づきます。
- 所得が信託レベルで課税されない場合、実際の FTC 金額は、納税者に帰属 する所得にかかる所得税に基づきます。

5. FTC 申請のための根拠資料

PMK-192 では FTC 申請に必要な根拠資料について、より柔軟な規定を設けています。根拠資料は、外国税額納付書若しくは源泉税納付書、又は税金納付若しくは源泉徴収の事実を証明するその他の資料のうち納税者の氏名及び外国税額を明記する資料のコピーの形式をとることができます。FTC が外国支店、代表事務所、又は信託からの所得に由来するものである場合、根拠資料は、当該外国支店、代表事務所若しくは信託の年次所得税申告書(AITR)により代替することができます。

6. 適用対象の例外

PMK-192 では、被支配外国法人(CFC)規則下のみなし配当については、別途 CFC 規則での規定が存在することから、FTC メカニズムは適用されません。

事業拡大に係る資産譲渡に関する税務上の簿価の適用に関するアップデート

事業の合併、連結、拡大又は取得に係る資産譲渡に関して、納税者は税務上の簿価を適用することができます。2018年12月31日、財務大臣は、事業拡大に関する規定を更新する新たな規則 No.205/PMK.010/2018(以下「PMK-205」)を公布しました。PMK-205は、事業の合併、連結、拡大又は取得に係る資産譲渡に関する税務上の簿価の適用に関する従来の財務大臣規則 No.52/PMK.010/2017(以下「PMK-52」)を修正する規則です。



PMK-205では、事業拡大に係る資産譲渡の適用が認められる2つの新しいタイプの納税者を以下の通り新たに規定しています:

- a) インドネシア企業:事業拡大により生じる事業体が外国投資家から少なくとも 5000億ルピアの追加出資を受けることを条件とする。
- b) 国営企業(Badan Usaha Milik Negara): 事業拡大が国営企業の持株会社設立 を目的とする限りにおいて、政府から追加出資を受けることを条件とする。

PMK-205では、当該の税務優遇措置の適用申請に必要な提出資料の一覧を以下 の通り更新しています:

- a) 上記の(a)に該当する納税者は、法人設立証書又は事業拡大により生じるインド ネシア企業の修正後の定款を提出しなければならない。当該文書には外国投資 家からの新規出資額を明記しなければならない。
- b) 上記の(b)に該当する納税者は、国営企業大臣からの推薦状を提出しなければならない。

その他の関連手続の規定には変更はありません。

特定のe-コマース取引に関する課税処理

2018年12月末、財務大臣は、特定のe-コマースに関する課税処理に関する規則 No.210/PMK.010/2018(以下「PMK-210」)を公布しました。PMK-210は2019年4 月1日より効力を生じます。

インドネシア関税地域内で実行されるe-コマース取引は、「オンライン・マーケットプレイス」又は「非マーケットプレイス」(オンラインの小売、広告、日常的な販促活動、及びソーシャルメディアの使用)を通じて実行することができます。PMK-210では、<u>オン</u>ライン・マーケットプレイスに関する課税処理に焦点を当てています。

PMK-210で規定されるオンライン・マーケットプレイス事業者には、オンライン・マーケットプレイス・プラットホームを通じてインドネシア国内で事業を運営する個人、企業、及び恒久施設(PE)が含まれます。PMK-210では、インドネシア国内で運営される輸送(運送、配送)「アプリ」をオンライン・マーケットプレイス事業者として特に明記しています。

PMK-210では、インドネシア国内オンライン・マーケットプレイスを経由しない外国の 売手とインドネシアの買手との間の直接のe-コマース取引は規定の対象外であること が明確にされている点にご留意ください。インドネシアのオンライン・マーケットプレイ スにて取引される物品の出所が外国である場合、PMK-210では、オフショアの売手 がインドネシア税務上の目的で登記されるべきか否かについては明確な規定を設け ていません。

PMK-210では新たな課税事項は追加されていません。その代わりに、PMK-210では「e-コマース取引」がインドネシアの現行の税法下でどのように課税されるかを規定しています。特筆すべき点として、PMK-210では、オンライン・マーケットプレイス事業者がオンライン・マーケットプレイス・プラットホームで行う取引に関する情報を、国税総局長官がオンライン・マーケットプレイス事業者から入手する権限を強化していることが挙げられます。これは、異なるオンライン・プラットホーム間での課税処理の平等化を図ることが目的であると考えられます。

インドネシアのオンライン・マーケットプレイス事業者の税務コンプライアンス義務は以下の通りです。当該の義務は基本的には従来規則を踏襲するものですが、新規の項目も追加されています.

1. 行政上の義務:



- a) 税務IDの取得
- b) VAT課税対象事業者 (*Pengusaha Kena Pajak/PKP*) としての登記: オンライン・マーケットプレイス事業者は付加価値税 (VAT) 上は小規模事業者のカテゴリーに属するものの、PMK-210ではこの要件を規定している (新規)
- c) 月次VAT申告書に添付する特別報告書の形式でマーケットプレイスにおける 全てのe-コマース取引を報告すること(新規)

2. 税務上の義務:

- a) 下記のいずれかの項目にかかるVATの徴収:
 - i) オンライン・マーケットプレイスを利用する当事者に対するマーケットプレイス・サービスの提供
 - ii) マーケットプレイスにおける自身の責任において提供する物品又はサービスの引渡、及び/又は
 - iii) その他の引渡
- b) 関連する所得税納税義務の遵守

オンライン・マーケットプレイスを利用する売手の義務は以下の通りです:

- 1. 行政上の義務:
 - a) 自身の税務IDをオンライン・マーケットプレイス事業者に提供すること。売手が 税務IDを有しない場合、売手は以下のいずれかの手続をとらなければならな
 - i) DGT又はオンライン・マーケットプレイス事業者が提供する電子登録システムを通じて税務IDを登録すること(新規)、又は
 - ii) 自身のインドネシア居住者IDをオンライン・マーケットプレイス事業者に提供すること (インドネシア現地の売手のみ対象) (新規)
 - b) 取引総額が年間48億ルピアを超える場合、PKPとして登記すること (小規模事業者は依然としてPKPとして登記することができる)。

2. 税務上の義務:

- a) PKPとしての登記を完了し、オンライン・マーケットプレイスを通じた物品又は サービスの引渡にかかるVAT及び/又は奢侈品販売税(LST)を含む全ての VAT及び/又はLSTを徴収すること。
- b) 関連する全ての所得税納税義務を遵守すること。国税総局長官(DGT)公告で示されるとおり、売手はその売上が年間48億ルピア以下の場合、総所得の0.5%の税率で最終課税/源泉分離課税(final tax)が課される(この規定はPMK-210では明記されていない)。

インドネシアにおけるオンライン・マーケットプレイスにて取引される物品の出所が外国である場合、インドネシアにおけるオンライン・マーケットプレイス事業者は関連物品を輸入する前に税関総局長官(DGCE)の承認を得て、全ての輸入に係るe-インボイスを提出しなければなりません。オンライン・マーケットプレイス事業者が輸入に関する税務上の義務を履行しない場合、DGCEの承認は一時停止される場合があります。より深刻な場合には、DGCEが輸入承認を取り消す場合があります。

PMK-210の以下の規定は別個のDGT又はDGCE規則にて詳細に規定されます:

- 1. オンライン・マーケットプレイス事業者が売手に対して提供する税務ID登録システム
- 2. 全てのe-コマース取引に関する強制報告(月次VAT申告書に添付)、及び
- 3. オンライン・マーケットプレイスを通じて販売される物品の輸入に関連する手続



Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis

 $\underline{abdullah.az is@id.pwc.com}$

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Amit Sharma

amit.xz.sharma@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim

 $\underline{dany.karim@id.pwc.com}$

Deny Unardi

deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan

hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra

hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Hisni Jesica

hisni.jesica@id.pwc.com

Hyang Augustiana

hyang.augustiana@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Mohamad Hendriana

mohamad.hendriana@id.pwc.com

Omar Abdulkadir

omar.abdulkadir@id.pwc.com

Otto Sumaryoto

otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon

parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Raemon Utama

raemon.utama@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto

ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soervo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sujadi Lee

sujadi.lee@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman

turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to **contact.us@id.pwc.com**

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2019 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.



TaxFlash | Page 6 of 6